

議会のうごき

上島町議会

平成25年 第2回臨時議会

本臨時議会は8月22日に招集され、次の議案が審議されました。

補正予算議案

■平成25年度上島町一般会計補正予算《全1議案》
 一般会計【補正額】 3560万円
 【総額】 66億6210万円

否 決

(※歳入は、繰越金1060万円、町債250万円、歳出は、魚島地域交流施設建築工事施工監理委託料60万円、魚島地域交流施設建築工事請負費3500万円が否決となりました。)

その他議案

■工事請負契約の締結について

●消防救急デジタル無線整備事業（共通波）

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 1億1707万5千円

【契約の相手方】

松山市余戸中1丁目1番23号

三徳電機株式会社

代表取締役 三井 新太郎

可 決

●消防救急デジタル無線整備工事（活動波）

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 1億3230万円

【契約の相手方】

松山市余戸中1丁目1番23号

三徳電機株式会社

代表取締役 三井 新太郎

可 決

しない！させない！不法投棄

「不法投棄は犯罪です！」

・不法投棄は法律で禁じられており、違反した者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金（法人なら3億円以下）に処せられます。

不法投棄されているごみの種類は様々ですが、家庭から排出されているごみも多く見られます。

不法投棄は、地域の美観を損ねるだけでなく、土地の所有者や管理者に多大な迷惑をかけることになります。また、正しい処理を行わずに捨てられたごみからは、有害な物質が漏れ出し、自然環境に深刻な影響を与えることもあります。

「土地の所有者（管理者）には責任があります！」

・自分の所有地（管理地）に不法投棄が行われ、ごみの投棄者が判明しない場合には、そのごみを土地の所有者（管理者）が自らの責任で処理しなければなりません。

土地の所有者（管理者）は、日ごろから、こまめに雑木・雑草を除去したり、みだりに人が立ち入らないように囲いを設置するなど適切に管理することが大切です。

監視の目が行き届いていることを意識させ、不法投棄をさせない環境づくりも大切です。

「不法投棄の根絶に取り組んでいます！」

上島町では、警告看板の設置や、監視パトロールの実施、「上島町ポイ捨て等禁止条例」の制定など不法投棄への対策を強化しています。

誰もが住みよいまちをつくるには皆さんの協力が必要です。

不法投棄の現場を見たり、山林や空き地などでごみを発見し、少しでも不審に思った時は各総合支所住民課まで通報をお願いします。



「主婦年金からの切り替えの手続が2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続を！」

専業主婦（※）の年金が改正され、会社員の夫が退職した際などに年金の切り替えの手続が遅れたりまたは漏れていたため、保険料が未納となっている主婦が手続をすることにより、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やすことができる場合があります。

原則として20歳から60歳までのすべての人が「年金」に加入することになっていますが、サラリーマンの夫（第2号被保険者）に扶養されている妻（専業主婦：第3号被保険者）は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続（第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続）をして、保険料を納めなくてはなりません。

この手続が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方は手続をすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

（※）妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。

○手続をすることにより、無年金や年金の減額を防ぐことができます。また、老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

○保険料納付で年金額アップ！

手続をすることにより、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができます（最大10年分）。保険料を納めることにより、年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続をされた方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル0570-011-050またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。